

## ⑰指導者養成委員会規程

### (総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑰項の指導者養成委員会について定める。

### (目的)

第2条 本委員会は、卓球競技の強化・普及と地域の技術レベル向上の指導者としての日本スポーツ協会が定める「公認卓球指導者」の活動が充実し、その成果を一層高めるための支援・研究活動を行う。

### (公認コーチ)

第3条 本委員会に関わる「公認卓球指導者」とは次の資格者をいう。

- 1) 指導員
- 2) 上級指導員
- 3) コーチ
- 4) 上級コーチ

### (基本活動)

第4条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 公認卓球指導者の活動実態の調査・把握
- 2) 公認卓球指導者の養成とその管理
- 3) 公認卓球指導者の活動範囲の拡大策についての検討
- 4) 本会独自の公認卓球指導者制度の研究・立案
- 5) 指導者講習会の実施

### (構成)

第5条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- |         |       |
|---------|-------|
| 1) 委員長  | 1名    |
| 2) 副委員長 | 1～2名  |
| 3) 委員   | 20名以内 |

### (委員選出)

第6条 副委員長および委員は、委員長が推薦した学識経験者若干名からなり、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

### (活動費)

第7条 委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたって、委員には本会の規程にしたがって旅費、日当が支給される。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成27年3月14日一部改訂、平成27年3月14日より施行する。